

事 務 連 絡
平成 22 年 3 月 31 日

任意継続被保険者 様

東京文具工業健康保険組合
理 事 長 今 泉 嘉 久

雇用保険の特定受給資格者等にかかる国民健康保険料（税）の軽減制度について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 22 年 4 月より、倒産などで職を失った失業者の方が安心して医療にかかれるよう、市区町村が運営する国民健康保険制度において、倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）（以下「特定受給資格者等」という。）の国民健康保険料（税）を軽減する制度（以下「軽減制度」という。）が開始されることとなりました。

軽減制度におきましては、特定受給資格者等の国民健康保険料（税）について、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を 100 分の 30 として算定することになります。

なお、この軽減制度は平成 22 年 4 月 1 日から施行されますが、制度が始まる前の失業であっても、平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までに離職された方につきましては、平成 22 年度に限り国民健康保険料（税）が軽減されます。

軽減制度により、失業後、任意継続被保険者となった場合よりも納めるべき国民健康保険料（税）が低くなる場合がありますので、お住まいの市区町村の国民健康保険課のご担当者にお尋ねください。

また、特定受給資格者等である任意継続被保険者のうち保険料を前納した後になって軽減制度について知った方につきましては、お申し出により、お申し出の翌月からの前納された保険料の清算を行うことといたしますので、別紙「申出書」をご提出いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）
東京文具工業健康保険組合
業務課資格係
（TEL）03 - 3866 - 8141